

無実の死刑囚・元プロボクサー 袴田巖さんを救おう!

無実

第45号 2011年1月30日

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会

424-0006 静岡市清水区石川本町 16-18

電話:054-366-2468 FAX:054-366-2475

郵便振替口座: 番号 00890-7-185276 名称: 清水・静岡袴田巖救援会

ホームページアドレス: <http://hakamada2.exblog.jp/>

1月23日 午後1時30分 清水テルサへ!

袴田さんは無実だ! 清水集会に参加を!

今回のゲストは 布川事件の桜井昌司さんです!

静岡地検は、昨年9月及び12月に弁護団の求めに応じ証拠の一部を開示しました。その中には、証拠のねつ造をうかがわせるものもあります。

現在弁護団に、可能な限りそれらの証拠の一部を集会参加者に見せて頂くように交渉中です!

Free Hakamada Now!

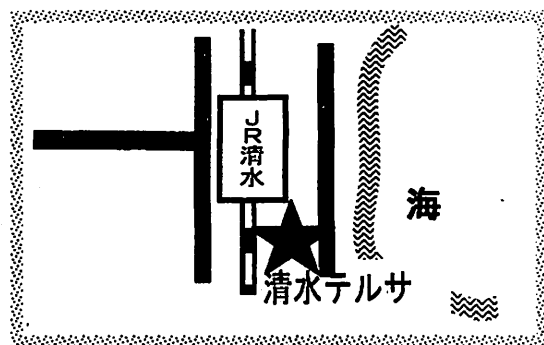
みなさまの参加をお願いします

日時: 1月23日(日) 午後1時30分から

場所: 清水テルサ (JR 清水駅東口徒歩5分)

6階 研修室 有料駐車場有り

集会協力金: 800円をおねがいします。



ゲスト: 桜井 昌司さん (布川事件冤罪被害者)

報告: 伊豆田 悦義 弁護士 (袴田事件弁護団)

報告: 姉・袴田ひで子さん

証拠開示と袴田巖さんの現状

事務局長 山崎 俊樹

7月はじめ、元大阪高検公安部長の三井環さんを招いてからすでに半年、まず、通信の発行が遅れて申し訳ありません。

この間、私たちは味噌漬け実験と報告書の作成、法務省、拘置所に対する働きかけ、袴田巖救援議連との連携など、さまざまな活動に忙殺されてきました。本来ならその報告をこの通信紙上で行わなければなりません、残念ながら出来ませんでした。改めてお詫び致します。

認知症の発病と面会拒否

この間明らかになったことは、袴田さんに認知症の症状が出ていることです。詳しい内容はこの紙面では触れられませんので、袴田巖救援議連の牧野聖修衆議院議員が面会した際の報道を次ページに掲載します。

袴田さんとの面会は、昨年7月14日に会ったのが最後です。この時は私も面会しましたが、会話の内容はいつもと変わらず、相変わらず私と話しがかみ合うことはありませんでした。特に事件に関して触れると、“ここ(東京拘置所)では自分が何でも出来る、関係ない”というようなことを、早口でしゃべるだけでした。またお姉さんになしても相変わらずの他人行儀の姿勢でした。

この7月14日が、支援者や弁護人が袴田さんと会った最後の日です。

その後、8月24日に牧野代議士がひで子さんと共に袴田さんと会った以降、全く面会できない状態が続いています。この時、本人は面会を拒否したそうですが、拘置所側の強い勧め（牧野代議士が面会に訪れたため）によりやく応じたそうです。

2010年(平成22年)8月25日(水曜日)

中 旬 報



袴田死刑囚との面会の様子などについて会見する（左から）鈴木宗男・救援議連事務局長、牧野聖修・救援議連会長、袴田死刑囚の姉の秀子さん、西嶋勝彦弁護士団長＝東京都千代田区永田町で

袴田死刑囚
救援議連

本人は心神喪失状態

刑の執行停止
法相に申し入れ

牧野会長ら面会

静岡市で一九六六年、一家四人が殺害された袴田事件で、袴田死刑囚（モセ）を支援する国会議員連盟の牧野聖修会長は二十四日、東京拘置所で袴田死刑囚と面会した。その後、本人が心神喪失状態にあることが確認できたとして、刑の執行停止などを千葉景子法相に申し入れた。千葉法相は任期中に是非の判断を下す考えを示した。

面会は議連が法務省に要求し、面会する議

員を一人に限ることで許可された。

牧野氏によると、面

会は約二十五分。袴田死刑囚は「悪いやつはばい菌になって魚に食べられる」などと話

べらる。その後、担当医とも面会し「アルツハイマーが進行している」との説明を受けた。支援団体によると、法務省側が袴田死刑囚の精神疾患を認め、たのはこれが初めてだ。千葉法相への申し入れでは、議連メンバーの鈴木宗男氏や漆原良夫氏とともに心神喪失の認定を要望。千葉法相は「自分が調

（森本智之）

開示された証拠と“再現”味噌漬け実験報告書

昨年9月6日及び12月6日に検察官は弁護団の証拠開示請求を裁判所の意見もあったためか一部を認め、これまで明らかにされなかった証拠が開示されました。これらの開示証拠の中には、血液の色が赤く見えるものや、味噌漬けである緑色ブリーフが、味噌の色よりも緑色の方がはっきり見えているものもあるそうです。

一方私たちは、新たな味噌漬け実験を一昨年7月より始めていました。これは既に弁護団に提出し、第二次再審の有力な新証拠としている味噌漬け実験報告書が、市販の赤味噌を使い、事件発生当時の味噌とは成分の違いがあるためです。そのため、可能な限り当時の味噌の材料を入手し、成分を近づけて新たな実験を行っていたのです。この実験の結果でも、味噌の材料や成分の違いによるみそ漬け衣類の変化は全く見られませんでした。この報告書は、昨年12月、新証拠として裁判所に提出されました。

私たちが得た結論は、1年2ヶ月間味噌に漬けた衣類の色と衣類に付着した血液の色は

- ① 血液は一目で黒色といえるほど、限りなく黒に近い色になること。
- ② 白色のステテコや半袖シャツは、味噌の色と同色か、生地によっては同色より濃くなること。
- ③ 緑色ブリーフは味噌の色より濃くなり、一目では緑色とは分からなくなることでした。

東京拘置所、静岡地検に要請書提出

12月16日は、東京拘置所及び静岡地検に要請書を提出しました。詳しくは次ページ以降をご覧ください。

最後に、7月末刊行に刊行された「袴田巖は無実だ」矢澤昇治著 花伝社刊 は、この事件がえん罪であることを明らかにした上で、私たちさまざまな立場で支援する人たちの事件への関わり、袴田さんの獄中書簡、袴田さんとの面会の様子などを著した本です。巻頭にはカラーページで、みそ漬け衣類と私たちが行った味噌漬け実験の写真も掲載しています。ぜひお買い求め下さい。詳しくは別紙を参照して下さい。

この「無実」の発行は私たち事務局スタッフが、袴田さんの救援へ向け何をし、弁護団とどのような行動を共にしているのか、他の救援関係者やさまざまな支援者の方と、どのような協力や共同行動を行っているのかを、お知らせする役目を負っていますが、作業量と時間のアンバランスから、時間がどうしても足りません。お許し下さい。

3月10日には袴田さんは満75歳になります。また6月30日は、事件発生から45年を迎えます。残された時間はわずかしかありません。引き続き皆さんの支援と、1月23日の集会にはぜひご参加下さい。

2010年12月16日

東京拘置所長 殿

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会
浜松・袴田巖さんを救う会
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会
袴田巖さんの再審を求める会
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会

袴田巖さんの処遇に関する要請書

現在、貴拘置所に死刑確定者として収監中の袴田巖さんとの面会および信書の発受、および袴田巖さんの医療処遇に関して、以下のことを要請します。

1. 本年8月24日以来面会を拒否している袴田巖さんの生活状況や病状・治療などに関する具体的な情報を、姉・ひで子さんや関係者に速やかに提供すること。
2. 袴田巖さんの再審請求を支援する関係者や、袴田巖さんの病状回復を願う関係者に対する面会及び信書の発受の保障・拡充を速やかに行うこと。
3. 精神疾患や認知症を発症している袴田巖さんを、速やかに専門的処置が可能な病院に移送し、直ちに専門的な医療を受けられるよう保障すること。

記

袴田巖さんは1966（昭和41）年に静岡県旧清水市で起きた一家4人強盗殺人・放火の罪で逮捕され、捜査当局の拷問同様の取り調べの末、逮捕から20日後に犯行を自白させられました。しかし起訴後は「自白は強要されたもの」として犯行を否認。以来一貫して無実を訴えてきたにもかかわらず、1980（昭和55）年11月に最高裁で上告が棄却され、先日12月12日には死刑確定から30年を経てしまいました。

いわゆる「袴田事件」は間違いなく冤罪です。無実の罪で死刑判決を下された袴田巖さんに対する44年以上にも及ぶ極めて長期間の拘束に、私たちは強い憤りを感じざるを得ません。

同時に、死刑確定者の「心情の安定を害するおそれがある」との理由で外部交通が厳しく制限されたため、獄中の袴田さんとの意思疎通の機会が長期間奪われてきたことは疑いのない事実であり、大きな怒りを禁じえません。

また、現在袴田巖さんは重度の拘禁反応を呈し、認知症の発症も明らかになっています。弁護人および支援者たちと継続してきた面会も、本年7月20日を最後に途絶えています。44年にも及ぶ長期間の拘束と死刑執行の恐怖の中で、外部との交通を

Free Hakamada Now!

極端に制限してきた貴職及び貴拘置所の対応が、現在の袴田巖さんの精神状態を引き起こしたことも疑う余地はありません。

以上の事実を十分に踏まえ、貴職が私たちの上記要請を直ちに実施されるよう求めます。

以上

合同連絡先： ————略—————

要 請 書

2010年12月16日

静岡地方検察庁
検事正 大野 宗 殿
検事 林 享男 殿

袴田巖さんを救援する清水・静岡市民の会
浜松・袴田巖さんを救う会
無実の死刑囚・袴田巖さんを救う会
袴田巖さんの再審を求める会
日本プロボクシング協会袴田巖支援委員会

1. 要請の趣旨

現在静岡地方裁判所に係属しているいわゆる「袴田事件」の第2次再審請求事件について、刑事訴訟法第442条但書に基づき、静岡地方裁判所の決定が出されるまで、死刑確定者袴田巖さんの刑の執行を停止するよう要請します。

2. 要請の理由

同条は、「再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。」と規定しており、再審請求があった場合に刑の執行を停止するか否かの判断を検察官の裁量に委ねています。そして袴田さんの場合、以下の理由により同条但書が適用されてしかるべきです。

(1) 袴田巖さんは無実である

いわゆる「袴田事件」は冤罪であり、袴田さんは無実です。このことは今や「袴田事件」を知った多くの人々が確信する周知の事実となっています。日弁連による支援、元裁判官による無罪心証告白、60名以上の超党派国会議員による「袴田巖死刑囚救援議員連盟」の設立、映画『BOX 袴田事件 命とは』の公開、相次ぐ関連書籍の出版、さらにはインターネット上に書き込まれる多くの市民による支援表明は、それを裏付けて余りあります。

こうした事実を見れば、袴田さんが単に刑の執行を逃れるために再審を請求しているのではないことは明らかで、冤罪の可能性が十分にあることを貴職らも認めざるを得ないはずです。そうであれば、「公益の代表者」たる貴職らが同条但書に基づき、少なくとも裁判所の決定が出されるまで刑の執行を停止することは、無辜の不処罰という正義の実現のためになすべき責務だと考えます。

(2) 袴田巖さんは心身喪失状態にある

現在袴田さんが拘禁反応あるいは認知症により心身喪失状態にあることは複数の専門家の診断によっても明らかです。同法第479条では、死刑確定者が心身喪失状態にある場合は法務大臣の命令で刑の執行を停止しなければならないとされています。袴田さんの精神状態が、必要的な刑の執行停止の要件に該当することが医学的に確認されている以上、同法442条但書で検察官に認められた裁量権を行使して刑の執行を停止しても、裁量権の逸脱を問われることはありません。

(3) 袴田巖さんは高齢である

袴田さんは数か月後には75歳になる高齢者です。前記の精神疾患・認知症のほかに糖尿病や高血圧症の傾向もあります。同法第482条には検察官による自由刑の裁量的な刑の執行停止の要件の一つとして「年齢70年以上であるとき」が挙げられています。これは高齢者に対する人道的配慮の現れであり、その理念は本来刑罰の種類に左右されるものではありません。また死刑確定者の場合、刑の執行までは自由刑である禁錮刑と同じ状態に置かれていることになるため、高齢であること、しかも重度の精神疾患やその他の身体的な病気に罹患していることを理由に、検察官の裁量で同条但書による刑の執行停止を決めたとしても、裁量権の逸脱には全く当たりません。

(4) 袴田巖さんの拘束は長期に及んでいる

1966年8月18日の逮捕に始まる袴田さんの拘束期間は44年以上に及びます。今月12日には死刑判決確定から30年が経過しました。これほどの長期間、いつ刑が執行されるかわからない恐怖に晒されながら独房に拘束される状態がどれほど非人道的なものかは多言を要しません。日本も加入している拷問等禁止条約に基づき、2007年に出された拷問禁止委員会の結論及び勧告によれば、日本の死刑確定者の処遇に関する多くの条項が「拷問あるいは虐待」に相当するものであるとし、深い懸念が表明されています。とりわけ「確定判決の言渡し後、独居拘禁

が原則とされ、死刑確定後の長さをみれば、いくつかの事例では30年を超えていること」などを遺憾としているのです。

このように袴田さんの長期拘束は国際条約に違反する可能性が高く、逆に検察官が同条但書に基づき刑の執行を停止すれば、国際社会から一定の評価を受けることは間違いありません。国際的な見地からも貴職らは袴田さんの刑の執行を今すぐ停止すべきです。

今回の要請は、仮に貴職らがそれを容認したとしても袴田さんに対する確定判決が効力を失うものではありません。ただ、少なくとも上記の理由から、再審請求についての決定が裁判所から出されるまでの間、刑の執行を停止してほしいというものです。死刑確定者にとっては、刑の執行が停止され執行の恐怖から解かれることによって得られる安堵は、たとえ拘置が継続するとしても極めて大きいのです。

貴職らには、刑事司法の正義を実現する検察官としての職責を果たすと同時に、一人の人間として、弱者への共感と想像力を期待するものです。

以上

代表連絡先： _____ 略 _____

抗争 戸立 案件	平成22年(2010年)12月17日(金曜日)	<p>袴田事件</p> <p>死刑囚の刑執行停止を</p> <p>支援ら団体が要請書</p> <p>1988年、旧清水市(現静岡市清水区)でみぞ製塩会社の専務一家4人が殺害された「袴田事件」をめぐり、無罪を訴えている袴田慶死刑囚(74)を支援する「袴田慶さんを救済する清水・静岡市民の会」などが団体の16日、静岡地検に刑の執行停止を拘置先の東京拘置所に適切な医療処遇などをもとに求める要請書を提出した。</p> <p>袴田死刑囚に対する死刑判決は、12日で確定から30年になった。現在は第3次再審請求をめぐって静岡地裁、地検、弁護団の3者が協議を続けている。</p>	<p>ている。</p> <p>地検への要請は、袴田死刑囚が「心神喪失状態にある」「高齢である」「長期拘束されている」などとして、再審請求時の刑事訴訟法の規定に基づき、検察官の職責も刑の執行を停止するよう求めた。</p> <p>東京拘置所に対しては、親族に生活状況や病状、治療の情報を提供するよう、病院に移送</p>	<p>して専門的な医療を受けられるよう保障するようなどを要請した。</p> <p>支援団体はこれまでにも面会した際の様子などから、袴田死刑囚が「拘禁反応や認知症により心神喪失状態にある」と主張している。16日は拘置所を訪れたメンバーが面会を申し込んだが、本が拒否していることを理由に断られた。</p>
----------------	-------------------------	--	---	--